

第7章 申告書用紙及び決算書用紙の送付事務

改 正 後

肉用牛の売却による所得の税額計算書

(平成 年分)

氏 名

提出用

この計算書は、農業を営む方が売却した次の㉔及び㉕の特定の肉用牛の全部又は一部が免税対象飼育牛以外のものである場合において、その売却による農業所得について租税特別措置法第25条第2項の規定（収入金額の5%課税の特例）の適用を受ける場合に、課税総所得金額に対する税額を計算するために使用します。

- ㉔ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ㉕ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の㉔及び㉕の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満の肉用牛をいいます。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	㉔ 収入金額	㉕ 必要経費	㉖ 専従者控除額 (白色のみ記入)	所得金額 (青色は青色申告特 別控除後の金額 (㉔-㉕-㉖))
農 業 所 得	①	②	③	④
①のうち、特定の肉 用牛の売却による所得	②			
① - ②	③			

- ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。
- ②欄には、上の㉔及び㉕の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「㉔収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額を書いてください。
- ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、税務署におたずねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	④	円	申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓の金額を書いてください。
配 当 控 除	⑤		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉔の金額を書いてください。
投資・リース税額等控除 (青色申告者に限ります。)	⑥		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉕の金額を書いてください。
(特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	⑦		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉖の金額を書いてください。
政 党 等 寄 附 金 特 別 控 除	⑧		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉗の金額を書いてください。
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除	⑨		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉘の金額を書いてください。
電 子 証 明 書 等 特 別 控 除	⑩		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉙の金額を書いてください。
差 引 所 得 税 額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩)	⑪	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の 肉用牛の売却による収入金額	⑫		「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書した収入金額を書いてください。
⑫ × 5 %	⑬		
⑪ + ⑬	⑭		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に転記してください。 なお、外国税額控除を受ける方は税務署におたずねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓の金額の頭部に「㉓」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 前

肉用牛の売却による所得の税額計算書

(平成 年分)

氏 名

提出用

この計算書は、農業を営む方が売却した次の㉔及び㉕の特定の肉用牛の全部又は一部が免税対象飼育牛以外のものである場合において、その売却による農業所得について租税特別措置法第25条第2項の規定（収入金額の5%課税の特例）の適用を受ける場合に、課税総所得金額に対する税額を計算するために使用します。

- ㉔ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ㉕ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の㉔及び㉕の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満の肉用牛をいいます。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	㉔ 収入金額	㉕ 必要経費	㉖ 専従者控除額 (白色のみ記入)	所得金額 (青色は青色申告特 別控除後の金額 (㉔-㉕-㉖))
農 業 所 得	①	②	③	④
①のうち、特定の肉 用牛の売却による所得	②			
① - ②	③			

- ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。
- ②欄には、上の㉔及び㉕の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「㉔収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額を書いてください。
- ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、税務署におたずねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	④	円	申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓の金額を書いてください。
配 当 控 除	⑤		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉔の金額を書いてください。
投資・リース税額等控除 (青色申告者に限ります。)	⑥		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉕の金額を書いてください。
(特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	⑦		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉖の金額を書いてください。
政 党 等 寄 附 金 特 別 控 除	⑧		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉗の金額を書いてください。
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除	⑨		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉘の金額を書いてください。
電 子 証 明 書 等 特 別 控 除	⑩		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉙の金額を書いてください。
差 引 所 得 税 額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩)	⑪	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の 肉用牛の売却による収入金額	⑫		「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書した収入金額を書いてください。
⑫ × 5 %	⑬		
⑪ + ⑬	⑭		申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に転記してください。 なお、外国税額控除を受ける方は税務署におたずねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓の金額の頭部に「㉓」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。